

旧溝口町の方へ

## 地域情報室からのお知らせ

- ・平成17年4月からケーブルテレビ使用料が変更になります  
消費税法の一部改正により、ケーブルテレビ使用料が平成17年4月から以下のとおり変更になります。

| 加入形態      | 変更前       | 変更後       | 備考        |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 基本チャンネル   | 月額 1,000円 | 月額 1,050円 |           |
| 多チャンネル    | 月額 500円   | 月額 525円   | (13~24ch) |
| グリーンチャンネル | 月額 800円   | 月額 840円   | (26ch)    |

衛星劇場(27ch)、WOWOW(25ch)ケーブルインターネットサービス使用料については、既に消費税額を含んだ内容となっているため変更はありません。

- ・納付月が変更になります  
平成17年4月分から、納付書発送及び納期限について以下ようになります。

| 内容   | 納付書発送月             | 納付期限 |
|------|--------------------|------|
| 全期前納 | 5月                 | 5月末日 |
| 各期納付 | 5月、7月、9月、11月、1月、3月 | 各月末日 |

- ・ケーブルテレビとインターネットサービスの納付書が1枚に  
平成17年4月分から、ケーブルテレビ使用料とインターネットサービス使用料が一枚の納付書になります。
- ・全期前納報奨金について  
各加入者への全期前納報奨金(全納金額の3%割引)については、平成17年4月以降は廃止させていただきます。
- ・口座振替がご利用になれます  
使用料の納付方法は、口座振替の手続きをされない場合は、納付書での支払いとなります。口座振替を希望される方はお早めに、伯耆町指定金融機関の各本店及び支店が役場で手続きを行ってください。(口座番号のわかるものと使用印鑑をご持参ください。)

[問合わせ先] 地域情報室 電話 620714

### 平成17年度 高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業について

伯耆町では、高齢者の福祉の向上を図るため、はり・きゅう・マッサージの施術に要する費用の一部を助成します。

| 種別    | 助成回数(期間)                                   | 助成金の額         |
|-------|--|---------------|
| はり    | 12回(12ヶ月分)<br>(平成17年4月1日~<br>平成18年3月31日まで) | 1回につき1,000円以内 |
| きゅう   |  |               |
| マッサージ |  |               |

助成券の利用施設には指定があります。対象者は75歳以上の方及び老人医療を受給されている方で、所得税が非課税の方です。

申し込みを希望される方、詳細をお聞きになりたい方は下記までご連絡ください。

[問合わせ先] 福祉課 電話 685534

## 下水道使用料が変わります

平成17年4月使用分から段階的に下水道使用料を改定させていただくことになりました。厳しい経済情勢の中ではありますが、今後も下水道事業の経営の効率化を図りながら、下水道サービスの向上に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 平成17年4月からの下水道使用料

#### 一般家庭の場合(別表1参照)

一般家庭の基本使用料は、1戸につき1ヶ月1,890円となります。  
世帯員割料金は、世帯員1人につき1ヶ月420円となります。  
例) 4人家族の1ヶ月の下水道使用料は、1,890円 + (4人 × 420円) = 3,570円となります。

#### 事業所の場合(別表1参照)

事業所の基本使用料は、1事業所につき1ヶ月1,890円となります。  
1ヶ月の水道使用量が15立方メートルまでの場合には、基本使用料だけとなりますが、15立方メートルを超えれば、15立方メートルを超えた1立方メートルにつき、105円の超過料金が必要となります。  
例) 1ヶ月に50立方メートルを使用される事業所の1ヶ月の下水道使用料は、1,890円 + (50立方メートル - 15立方メートル) × 105円 = 5,565円となります。

### 上下水道使用料の請求を2ヶ月に1回(奇数月)に

旧岸本町地域の方については、現行と変わりありません。  
旧溝口町地域の方については、上下水道の使用料を毎月請求していましたが、4月使用分から2ヶ月に1回請求します。  
4月、5月使用分を5月に請求し、以降同様に奇数月(5月、7月、9月、11月、1月、3月)に請求することとなりますのでご承知ください。  
なお、旧溝口町地域の方については、3月使用分は旧溝口町の料金で4月に請求することとなります。

### 上水道、下水道使用料の納付書を1枚に

今まで、水道使用料、下水道使用料の納付書を別々に発行していましたが、4月使用分から上下水道使用料として、一枚の納付書で請求することとなります。  
納付書には、上水道、下水道使用料の明細がそれぞれ記入されますが、請求金額としては、上下水道の使用料の合計額が記載されますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

### 口座振替をご利用ください

使用料の納付は、特に手続きをされない場合は納付書での支払となります。口座振替を希望される方はお早めに、手続きをしてください。

【別表1】1ヶ月あたりの料金表

(消費税込)

| 種別   | 区分                   | 新使用料                          | 旧岸本町の使用料 | 旧溝口町の使用料 |
|------|----------------------|-------------------------------|----------|----------|
| 一般家庭 | 基本使用料                | 1,890円                        | 2,520円   | 1,890円   |
|      | 世帯員割料金<br>(世帯員1人につき) | 420円                          | 420円     | 315円     |
| 事業所  | 基本使用料                | 15立方メートルまで<br>1,890円          | 2,520円   | 1,890円   |
|      | 超過料金                 | 15立方メートルを超えた1立方メートルごと<br>105円 | 168円     | 84円      |

[問合わせ先] 上下水道課 電話 68-5540